

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当りたるときは、翌日の翌日)

告 示

鳥取県告示第三百六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第二十一条第一項の規定に基づき小売販売業者甲及び卸売販売業者の登録を、同規則第三十二条の二第一項の規定に基づき小売販売業者丙の登録をしたので、同規則第二十三条及び同規則第三十二条の二第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- ◇ 告 示 食糧管理法施行規則による小売販売業者甲等の登録
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の昭和三十九年度変更事業計画等
- 地方職員共済組合定款の一部変更
- 地方職員共済組合の昭和四十年年度事業計画等
- 地方職員共済組合役員の異動

小売販売業者甲

登録番号	登録年月日	氏名	又は名称	住所	営業所の所在地	事業区域
倉振第一号	昭四〇、四、一	由良米穀小売企業組合	由良販売所	東伯郡大栄町由良宿四八九ノ三	住所に同じ。	大栄町
二	"	"	大谷	"	東伯郡大栄町大谷	"
三	"	"	栄	"	亀谷	"
四	"	三木 太郎	"	五四五ノ一	住所に同じ。	"
五	"	佐伯 義男	"	一、一五一	"	"
六	"	米田 二郎	"	一、七七一	"	"
七	"	松村 清市	"	亀谷三六六ノ七	"	"
八	"	大栄町農業協同組合	"	瀬戸五三ノ九	東伯郡大栄町瀬戸六〇ノ八	"
九	"	磯江七次郎	"	北条町江北五四八	住所に同じ。	北条町第一
一〇	"	下北条農業協同組合	"	弓原三四七ノ六	"	第二

八	八東	才代二九八ノ一	八頭郡八東町北山五七ノ一	第一
九	丹比	北山七二	八頭郡八東町北山五七ノ一	第一
一〇	富士原茂実	才代一五一ノ二	住所に同じ。	第二
一一	保木本静枝	岩淵二六一	住所に同じ。	第二
一二	加藤多美蔵	二四六	住所に同じ。	第二
一三	若桜米穀企業組合	若桜町若桜 三六六ノ三	若桜町第一	第一
一四	若桜町農業協同組合	三六七ノ八	若桜町第一	第一
一五	池田農業協同組合	三五五ノ一	若桜町第一	第一
一六	吉川	中原三六二	若桜町第一	第一
一七	河原米穀小売企業組合	吉川六七六	若桜町第一	第一
一八	松田 一恵	河原町河原一四七ノ一	八頭郡河原町曳田一七九	第一
一九	河原米穀小売企業組合	曳田一三〇	住所に同じ。	第一
二〇	福田 かよ	河原一四七ノ一	住所に同じ。	第一
二一	右近 慶治	渡一木二一三	住所に同じ。	第一
二二	河原町農業協同組合西郷支所	佐貫	住所に同じ。	第一
二三	河原米穀小売企業組合	中井三三六	住所に同じ。	第一
二四	社 農業協同組合	河原一四七ノ一	八頭郡河原町河原山手四五三	第五
二五	大村	用瀬町樟原三一〇	住所に同じ。	第五
二六	笹川 道人	鷹狩二二	住所に同じ。	第五
二七	安井商店	用瀬三六八	住所に同じ。	第五
二八	用瀬米穀小売企業組合	三五九	住所に同じ。	第五
二九	森田 三郎	四一〇	住所に同じ。	第五
三〇	長谷 たみ	三四四	住所に同じ。	第五
三一	西尾 保博	佐治村古市一六六	住所に同じ。	第五
		加瀬木一、二六三	住所に同じ。	第五

日振第	八六	江府町農業協同組合神奈川支所	大谷三二の一	日野郡江府町武庫四五〇	江府町第二
二	二	江尾町米穀小売企業組合神奈川販売所	江尾二、〇六一	江尾二、〇七一	第一
三	三	江尾町米穀小売企業組合	武庫四四六の一	武庫四四六の二	第二
四	四	日野農業協同組合	江尾二、〇七四	住所に同じ。	第一
五	五	根雨町米穀小売企業組合	日野町根雨四〇九	日野郡日野町本郷四四九	日野町第一
六	六	根雨町米穀小売企業組合	四五三	住所に同じ。	第一
七	七	埴川 忠寿	六五四	住所に同じ。	第一
八	八	黒坂農業協同組合	黒坂一、五六六の一	住所に同じ。	第二
九	九	黒坂米穀小売企業組合	一、二四五	住所に同じ。	第二
一〇	一〇	長尾 己幸	一、五一三	住所に同じ。	第二
一一	一一	溝口町米穀小売企業組合	溝口町溝口七〇九	住所に同じ。	溝口町
一二	一二	小野 智恵	日南町上石見七七六の一	住所に同じ。	日南町第二
一三	一三	倉間 克雄	湯河八一七	住所に同じ。	第三
一四	一四	久代 晃	霞七〇〇	日野郡日南町生山一三八	第一
一五	一五	日南町農業協同組合日野上支所	矢戸一、二〇一の一	住所に同じ。	第一
一六	一六	大宮	印賀一、一九七	住所に同じ。	第四
一七	一七	福栄	福塚一、〇三四の九	住所に同じ。	第五
一八	一八	村上 正義	茶屋三、六八三の三	住所に同じ。	第一
米振第	一	米子食糧企業組合角盤町営業所	米子市角盤町一丁目一〇	住所に同じ。	米子市第一
二	二	道笑町	道笑町一丁目一五	住所に同じ。	第一
三	三	立町	立町一丁目四〇	住所に同じ。	第一
四	四	紺屋町	紺屋町一〇九	住所に同じ。	第一
五	五	茶町	茶町三五	住所に同じ。	第一

卸売販売業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	営業所の所在地
一〇二	"	新 美恵子	六六四	"
一〇三	"	中浜農業協同組合	小篠津町五六二	"
一〇四	"	足立 玄	佐斐神町一、二一九の二	"
一〇五	"	井田 利	一、一四五	"
一〇六	"	木村 儔	小篠津町七〇四	"
一〇七	"	角 久子	四五八	"
一〇八	"	外江農業協同組合	外江町二、〇七二	"
一〇九	"	竹内 重秋	二、〇九〇	"
一一〇	"	古徳 秀徳	二、八二〇	"
一一一	"	遠藤 邦雄	二、〇六九	"
一一二	"	渡 農業協同組合	渡町二、二二五	"
一一三	"	松本 節	一、二六九の二	"
一一四	"	庄司 ます	一、二八七	"
鳥振第一号	昭四〇、四、一	鳥取県経済事業農業協同組合連合会	鳥取市東品治町一九の五	住所に同じ。
"	"	鳥取県東部米穀卸協同組合	吉方七八九	"
"	"	鳥取県米雑穀卸協同組合	東品治町六八	"
"	"	中嶋精麦製粉株式会社	一九一	"
倉振第一号	"	鳥取県中部米穀卸協同組合	倉吉市新町三丁目二、二八九	"
米振第一号	"	米子米雑穀卸有限公司	米子市西町二一	"
"	"	" 西部 "	錦町五三	"

第四

第六

第五

小売販売業者丙

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住	所
鳥振第一号	昭四〇、四、一	秋田 美江	岩美郡岩美町岩本	営業所の所在地 住所に同じ。
二〃	〃	井筒ひて子	〃	〃
三〃	〃	灘口喜代平	〃	〃
四〃	〃	博田 利一	〃	〃
五〃	〃	舟本 幸作	〃	〃
六〃	〃	網師 喜吉	〃	〃
七〃	〃	美川金太郎	〃	〃
米振第一号	〃	松ヶ枝町米穀小売企業組合	境港市松ヶ枝町五七	〃
二〃	〃	酒井登美子	〃	〃
三〃	〃	戸田 邦夫	〃	〃
四〃	〃	柏木整一郎	〃	〃
五〃	〃	企業組合杉原商店	〃	〃
六〃	〃	寺本しげよ	〃	〃
七〃	〃	末広町米穀小売企業組合	〃	〃
八〃	〃	景山文太郎	〃	〃
九〃	〃	景山 国一	〃	〃
			入船町四一	
			花町二六	
			末広町一〇三	
			大正町六八	
			相生町二	
			栄町一七	
			朝日町五	
			相生町一	
			一、三一八	
			一、五一〇の二	
			鳥取市賀露町一、三四〇	
			網代	
			田後	
			網代	

雑 報

地方職員共済組合定数第34条の規定に基づき、昭和39年度変更事業計画及び予算の要旨を公表する。

昭和40年6月30日

地方職員共済組合 理事長 荻 田 保
昭和39年度変更事業計画及び予算の要旨

第1 変更事業計画

1 基礎資料の変更

(1) 組合に属する地方公共団体の数

当初計画	変更計画	備 考
5 5	5 7	2増 (岩手県競馬組合、青森県新産業都市建設事業団)

(2) 組合員数等

組合員数	給料月額(同1人当)	被扶養者数(同1人当)
当初計画 310,375 人	千円 9,223,442 (29,717) 円	人 577,770 (1.86) 人
変更計画 312,515	10,073,217 (32,233)	574,912 (1.84)
比較増減 2,140	849,775 (2.516)	△2,857 (△0.02)

(3) 組合役職員の数

当初計画	変更計画	比較増減
役員 3人	2人	△1人 (常任理事1人欠員)
職員 1,576	1,424	△152

2 各経理単位における変更の要旨

(1) 各経理単位共通事項

ア 短期給付及び長期給付について、医療給付増嵩度の実績、医療費の改定、給与の改定、組合員数の増等によりそれぞれ計算を改める。

イ 掛金及び負担金について、給与の改定、組合員数の増、長期給付にかかると料率の変更によりそれぞれ計算を改める。

ウ 役員報酬については、常任理事の欠員により、職員給与については、職員の数の異動及び給与の改定により、それぞれ計算を改める。

(2) 長期経理

ア 法令の規定による地方債及び公営企業債の取得額を自治省よりの割当通知額 3,980百万円 (地方債 2,480 公企債 1,500) に改める。(地方債のうち95百万円を40年度へ繰越し、また、38年度割当分のうち本年度への繰越分436百万円を別に取得する。)

イ 投資不動産の取得額を支部における事業の進捗状況を勘案して、配分額のうち860百万円を次年度に繰越すものとする。

ウ 他の経理への貸付金についても、各経理の項に記載するように変更する。

(3) 保健経理

ア 特別福祉経理資金の用途として

(ア) 本経理分6,900万円については、次によるものとし、

(イ) 不動産の取得 茨 城 山の家設置のため土地取得 1,000 坪 6,600千円

埼 玉 保健、休養室設置(県庁屋上)89 8,345

<p>神奈川 保健施設(運動場設置)(所有地)</p> <p>建物 76 9,315</p> <p>構築物 7,942</p> <p>富山 テニス、バレーコート設置構築物 1,484</p> <p>長野 職員クラー設置 建物 60 4,212</p> <p>(b) 山の家等設置のため積立て 兵庫、奈良 9,713</p> <p>(c) 保健事業実施 福島ほか11支部 1,9905</p> <p>(4) 医療経理資金として60万円、宿泊経理資金として4,930万円をそれぞれ繰り入れるものとする。</p> <p>(4) 医療経理</p> <p>ア 三重 結核病棟を県に売却処分し、当該経理の剰余金1,229千円を宿泊経理へ相互繰り入れるものとする。</p> <p>イ 大分 福井診療所施設を新設する。</p> <p>(5) 宿泊経理</p> <p>ア 当初計画外の新設等</p> <p>○秋 田(男鹿) 39,400の2年計画として設置、本年度土地整備等5,000千円</p> <p>○石 川(山中) 39,40,41の3年計画として設置、本年度土地買収28,890千円</p> <p>○静 岡(浜名湖) 39,40の2年計画として設置、本年度工事費13,800千円</p> <p>○鹿児島(指宿) 県有施設について組合が経営に当る。</p>	<p>○宮 城(作並) 第2期工事として増築を実施する。</p> <p>イ 工事等の次年度への繰越(前号以外のもの)</p> <p>新潟(湯沢)、静岡(熱海)、福岡(市内)、大分(別府)、鹿児島(市内)、本部施設、栃木(塩原)、徳島(市内)</p> <p>ウ 前号により本年度資金借入予定額のうち263百万円を次年度へ繰り越すものとする。</p> <p>(6) 住宅経理 新設計画の中止 岡山</p> <p>(7) 貯金経理 新設計画の中止 奈良</p> <p>(8) 貸付経理 長期経理資金量の増に伴い貸付資金として借り入れる額を176百万円増額するものとする。</p> <p>(9) 物資経理</p> <p>ア 秋田、食堂事業を委託経営に切り替える。</p> <p>イ 事業資金として短期経理及び長期経理より借り入れる額を短期経理資金については全額(1,615万円)償還するものとし、長期経理資金については支部の資金需要状況を勘案して4,000万円を減するものとする。</p> <p>第2 変更予算</p> <p>変更事業計画に基づき、各経理単位ごと収入及び支出の各勘定について並びに資産、負債及び基本金の各勘定について計算を定めるものとし、その結果の概要は次表のとおりである。(単位百万円)</p>
--	--

区	分	当初 予算	今次 更正算	比較 増減	区	分	当初 予算	今次 更正算	比較 増減
1	短期経理				6	宿泊経理	1,273	1,279	△
	収入	6,974	7,375	401		収入	1,214	1,216	△
	支出	7,295	8,177	882		支出	59	63	△
	差引損益	△321	△802	△481		差引損益	0	0	0
	長期経理					貯金経理	199	226	27
2	収入	13,865	14,533	668	収入	198	225	27	
	支出	2,011	2,305	294	支出	1	1	0	
	差引損益	11,854	12,228	374	差引損益	436	433	△3	
	業務経理				貸付経理	436	433	△3	
	収入	148	146	△2	収入	224	223	△1	
3	支出	152	151	△1	支出	224	223	△1	
	差引損益	△4	5	△1	差引損益	0	0	0	
	保健経理				物資経理	224	223	△1	
	収入	386	415	29	収入	224	223	△1	
	支出	384	338	△46	支出	0	0	0	
4	差引損益	2	77	75	差引損益	0	0	0	
	医療経理				10				
	収入	255	267	12	収入	224	223	△1	
	支出	250	264	14	支出	224	223	△1	
	差引損益	5	3	△2	差引損益	0	0	0	

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合法の一部変更について公表する。

昭和40年6月30日

地方職員共済組合 理事長 荻田保

地方職員共済組合法の一部を改正するに付して

地方職員共済組合法の一部を次のように変更する。

第三十一条中「百五十円」を「百七十円」と改める。

別表中「甲府市健館」を「甲府市丸の内一丁目」及び「福岡市天神町」を「福岡市天神一丁目」と改める。

庶 務

この添付は、昭和四十年四月一日から開始する。

地方職員共済組法定数第34条の規定に基づき、昭和40年度における本組合の事業計画及び予算の要旨を公表する。

昭和40年6月30日

地方職員共済組合 理事長 荻田保

昭和40年度事業計画及び予算の要旨

1 組合に属する地方公共団体の数等

都道府県 46 一部事務組合等 11 計 57

支部の数 47 所属所の数 8,450

2 組合員数、給料、(俸給)額及び被扶養者数(年度末)

組合員の種別	一 般	知事	短期	船 員	船員 継続	計
組 合 員 数	314,062	45	3	1,191	1	(〃) 315,302
給料 (俸給) 月額	10,758,773	4,950	322	36,349	36	(千円) 10,800,420
同上1人当たりの額						(円) 34,254
被 扶 養 者 数	578,240	103	7	2,715	5	(〃) 581,070
同上1人当たりの数						(〃) 1,84

3 組合役職員の数(年度末)

経 理 単 位	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	150	6	125	1,012	30	66	287	(〃) 1,685

(注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健各経理の負担金率及び掛金率(千分率)

組合員の種別	負 担 金 率		掛 金 率		備 考		
	短期	長期	短期	長期			
一 般	31.3	57	1.7	31.3	42	1.7	長期経理負担金に
知 事	31.3	72	1.7	31.3	52	1.7	ついては、追加費
短 期	31.3		1.7	31.3		1.7	用分として10.4を
船 員 一 般	51.3	57	1.7	21.3	42	1.7	別に受け入る。
船 員 継 続	31.3	57	1.7	31.3	42	1.7	

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

医療保険制度に関する改革、医療費の動向その他給付の推算に大きな

影響を及ぼす諸要素の変動の予測が著しく困難なため、とりあえず現行の料率によつて予算計上を行なつたので、単年度不足金1,837百万円を生ずることとなる見込みである。なお、これら諸要素の推移をみて料率の検討を加えるものとしている。

(2) 長期給付

資金量の増加に伴い、不動産投資資金として5,041百万円、貸付経理資金等として3,991百万円、地方債及び公営企業債の取得のため5,316百万円、その他を見込んだ。

(3) 業務経理

事務費負担金として、国家公務員である組合員については1人当たり年額140円、地方公務員については1人当たり年額320円を見込み、また、本部の事務に要する費用として定款の規定による長期経理よりの繰入金組合員1人当たり170円を見込んだ。

(4) 保健経理

保健事業として、都道府県支部対抗球技大会(ゾロツク大会まで)、海の家・山の家等の設置、レクリエーション行事、成人病対策事業、薬剤の配布等を実施する。

(5) 医療経理

医療施設として、病院1、診療所20及び結核病棟7を設置経営する。

(6) 宿泊経理

宿泊所及び保養所として設置、経営するものは年度末には71施設となる見込みである。なお、既設分のうち、8施設については大規模な増築、改築又は移転新築を計画している。

(7) 住宅経理

岩手、埼玉、富山、岡山及び広島県の5支部が設置する。5支部を通じて7,500坪の土地を取得造成し、95口として1口当たり61坪、779千円で組合員に分譲する計画である。

(8) 貯金経理

秋田ほか15の支部が設置する(うち、宮城は新設)。年度末貯金総額は4,449百万円、総件数193千件となる見込みである。

(9) 貸付経理

山形を除く46支部が設置する。年度末貸付総額は、12,949百万円となる見込みである。

(10) 物資経理

宮城ほか13支部が設置する。事業内容は、食堂、理容、流産の各施設の経営、物品販売、物資購入斡旋等であり、本年度における売上等の総額は2,030百万円となる見込みである。

6 各経理単位別の本年度収支見込みの概況は、別表のとおりである。

(別表)

(単位百万円)

区 分	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅貯金	貸付	物資
(収入)	8,000	13,974	98	434		1,380			231
負担金、掛金									
施設収入									
商品販売									
益									
他の経理より繰入			53	3	337	117			
その他の収入	92	2,996	15	25	4	100	3	313	698
計	8,092	16,970	166	462	344	1,597	3	313	698
(支出)									
金	9,929	2,941							
給 付									
役員 給与			83	6	86	394		16	30
薬品、医療材料					183	537			40
飲食材料									
支 払									
利息									
他の経理へ繰入			53						
その他の支出	9,929	2,994	92	249	4	384	1	12	34
計	9,929	2,994	175	375	356	1,503	3	311	698
差引、当期損失	△1,837	13,976	△9	87	8	94	0	2	0

地方職員共済組合の役員の異動が次のとおりであったので、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき公表する。

昭和40年6月30日

地方職員共済組合 理事長 荻 田 保

退任 理事(非常勤) 比企 他郎

就任 理事(非常勤) 山越 芳男

(以上4月1日付)